

大阪市地域公共交通会議運営要綱第2条第1号を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(協議事項) 第2条 交通会議は、次の事項について協議を行う。 （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の<u>態様</u>に関する事項 [（2） 略]</p> | <p>(協議事項) 第2条 交通会議は、次の事項について協議を行う。 （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の<u>態様及び運賃・料金等</u>に関する事項 [（2） 同左]</p> |
| 備考 表中の[]の記載は注記である。 | |

附 則

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。